

# 交通遺児等援護手当

交通災害等で父母等を失い、又は父母等が交通災害により廃疾の状態（身体障害者福祉法による障害等級が一、二級に相当する場合）になった義務教育期間中の児童および高等学校に在学中の児童を養育しておられる方に支給されます。

ただし、養育者が現年度の市町村民税の所得割の非課税世帯であることが必要です。

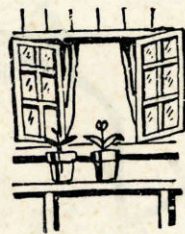
- 手当額（遺児一人当たり）  
義務教育期間中の者  
月、一、〇〇〇円
- 高等学校に在学中の者  
月、一、五〇〇円
- 手続きおよび支給

## は 届出をしてから

● 火入行為をする場合は必ず事前に役場へ届書を提出して下さい（届出用紙は役場にあります）

● 期間を設定し断続的に火入れをする旨の許可を受けた場合には火入れの当日、さらに長門地区消防署（TEL 083721-1311）へ連絡して下さい。

● 火災に関する警報が発せられた



申請は民生課福祉係で取扱いますが、手当の支給は四月と十月の年二回それぞれ前月までの分が支払われます。

しかし、この手当は受給資格があつても請求しなければ支給されませんので、資格のある方は早く請求の手続きをして下さい。

場合、その間は火入れなどの行為を制限されることがあります。

● 強風注意報や異常乾燥注意報が発せられているときは絶対火入れをしないで下さい。火入れをする前にこれらの注意報が発せられているかどうかをその都度消防署で確かめて下さい。

● 火入れ後のあと始末を確実にしタバコやマッチの投げ捨ては絶対にして下さい。

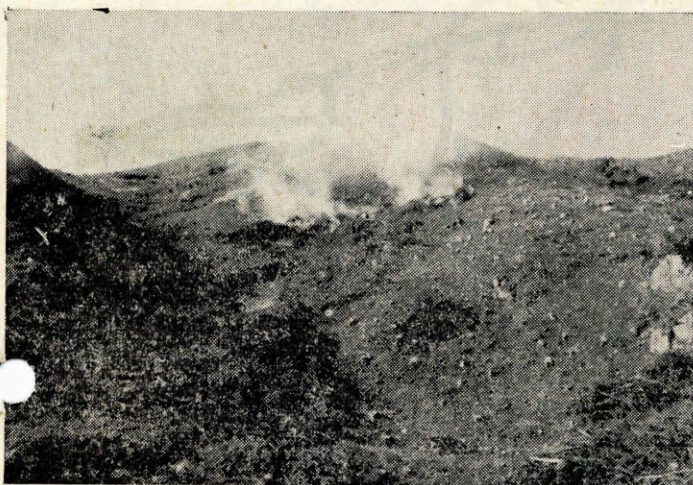
● その他消防職員の指示事項を厳守して下さい。

## 母子(寡婦)福祉資金の貸し付け

母子(寡婦)家庭の経済的な自立を助け、希望にみちた明るい家庭づくりの手助けのために次の表のような貸付金の制度があります。

◇ 貸付けを受けることができる人 ◇

- 一、母子福祉資金
  - ① 20才未満の児童を扶養している配偶者のいない女子（死亡・離婚・行方不明・遺棄されている等）および配偶者が精神または身体の障害により長期にわたつて労働能力を失っている女子。



- 二、寡婦福祉資金
    - ① 配偶者のいない女子（死亡・離婚・行方不明等）で40才以上の者
    - ② 寡婦の扶養している20才以上の子（修学・就職支度および結婚資金）
- ◇ 貸付金の申し込み ◇
- 申請の手続きは、所定の申請書（福祉係備付）に必要な書類を添え民生課福祉係へお申し込み下さい

### ◆ 貸付金の種類

貸付金の種類	貸付金の限度	据置期間	償還期限	利率
事業開始資金 事業継続資金 住宅資金	100万円以内 50万円〃 70万円〃	1年 間 6か 月 間 〃	6年以内 3年〃 6年〃	年3% 〃 〃
修学資金	高校 月額 6,000円以内 (特別) 〃 8,000円〃 大学 〃 12,000円〃 (特別) 〃 15,000円〃	卒業後 6か 月 間	20年以内	無利子
技能習得資金 生活支度資金 就職支度資金 転居資金 結婚資金	6,000円以内 6,000円〃 42,000円〃 45,000円〃 45,000円〃 30,000円〃 15万円〃 10万円 (特別) 〃	習得期間後 6か 月 間 〃 〃 〃 〃 〃 〃 1年 〃 〃 〃 6 卒業後 6か 月 間 6 医療期間満了後 6か 月 間 6 〃 〃 〃	10年以内 5 〃 〃 〃 10 〃 〃 〃 5 〃 〃 〃 20 〃 〃 〃 3 〃 〃 〃 5 〃 〃 〃	年3%子 〃